



【お知らせ】

建設業許可申請書等及び不動産業・建設関連業等に係る閲覧について

建設業許可申請書等及び不動産業・建設関連業等に係る閲覧につきまして当面の間下記の通りとさせていただきます。

予約方法

- 予約方法 : 閲覧希望日の前日に電話により予約を受付けます。
- 予約受付時間 : 9 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 (1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 を除く)
※ より多くの方にご利用いただくため、予約回数は1日1回 (1 枠のみ) とさせていただきます。
- 申込み先 : 建政部建設産業第一課・二課 (閲覧窓口)
電話 0 4 8 (6 0 1) 3 1 5 1 (代表)

閲覧の運用について (お願い・注意事項)

令和8年7月21日現在

- 閲覧時間 : 1 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
閲覧時間枠は次の通りです。
① 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5 ② 1 3 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0 ③ 1 5 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0
 - ・ 同一閲覧時間枠の閲覧人数は 4 名です。
 - ・ 上記①から③の閲覧時間枠毎に同一法人 1 名までとさせていただきます。
 - ・ 1 回あたりの閲覧件数は 5 件までとし、閲覧終了後は速やかに退室をお願いします。なお、閲覧開始後に追加で閲覧申請を行うことはできません。
- ・ 合同庁舎に入館するためには免許証等身分を証明する書類が必要となります。

注) 本閲覧の運用は、状況に応じて適宜見直しを行う場合があります。